

第122号議案 平成30年度長崎市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

目次

歳入

《4款 繰越金 1項 繰越金》

繰越金 ----- 1 ~ 2 ページ

歳出

《1款 駐車場費 1項 駐車場総務費》

駐車場管理費 ----- 1 ~ 2 ページ

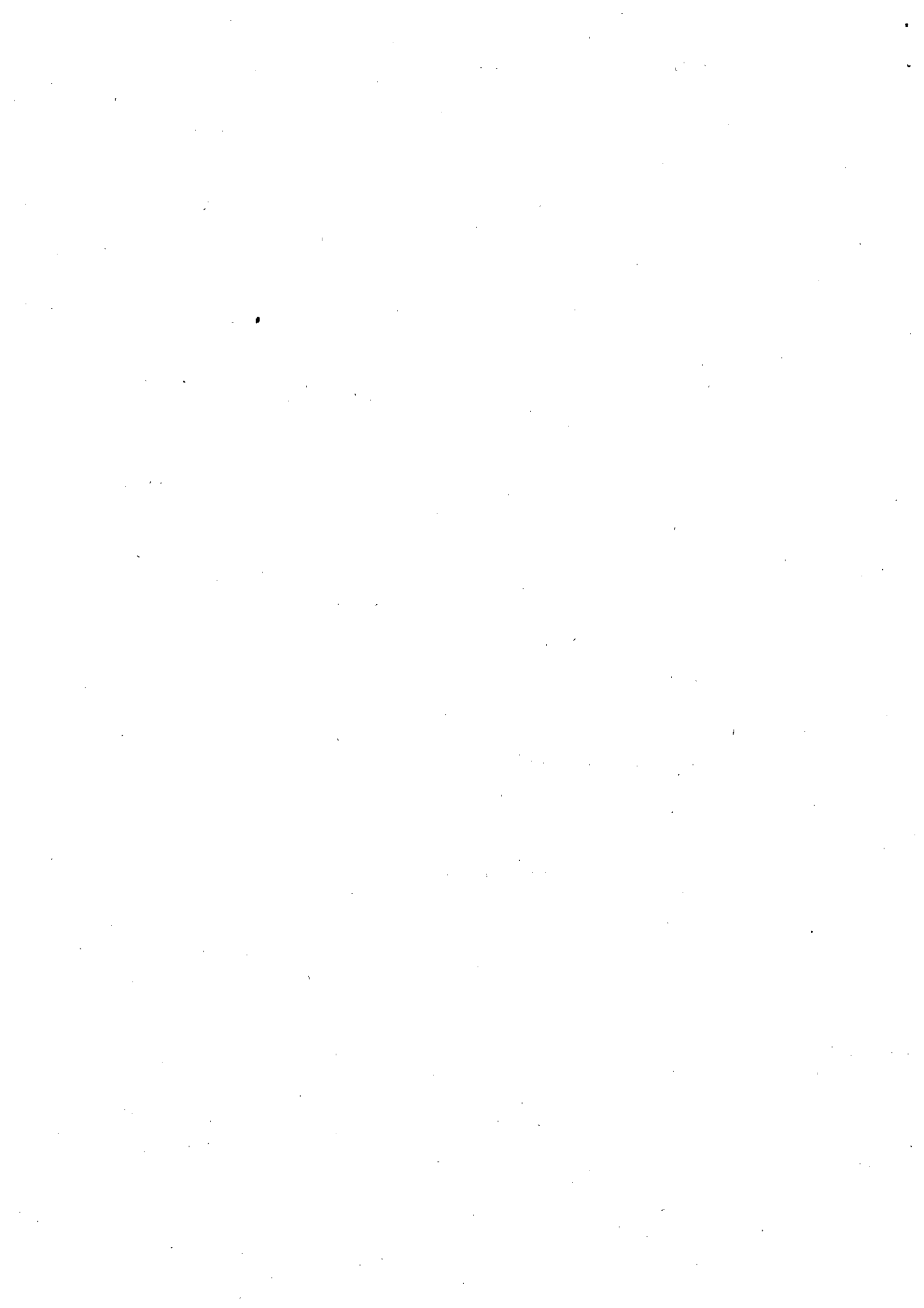
《3款 繰出金 1項 繰出金》

一般会計繰出金 ----- 1 ~ 2 ページ

参考

平成29年度駐車場事業特別会計収支決算 ----- 3 ページ

駐車場施設整備基金について ----- 4 ~ 5 ページ



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
(歳入)						
10~ 11	4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	—	前年度繰越金	千円 3,935
(歳出)						
12~ 13	1 駐車場費	1 駐車場 総務費	1 駐車場管理費	1-1	駐車場施設整備 基金	千円 1,968
12~ 13	3 繰出金	1 繰出金	1 一般会計繰出金	—	一般会計繰出金	千円 1,967

1 概要

駐車場施設整備基金については、将来必要となる駐車場施設整備に要する経費の財源を積み立てるためにこれを設置し、駐車場事業特別会計の平成29年度決算剰余金について、平成30年度歳入予算の繰越金として受け入れ、歳出予算について半分を駐車場施設整備基金に積み立て、残り半分を一般会計に繰り出すための補正をするもの。

2 事項別総括表

別紙のとおり

3 財源内訳

【歳出】駐車場施設整備基金

(単位：千円)

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 1,968	千円 —	千円 —	千円 —	千円 1,968	千円 —

※前年度繰越金

【歳出】一般会計繰出金

(単位：千円)

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 1,967	千円 —	千円 —	千円 —	千円 1,967	千円 —

※前年度繰越金

平成30年度 駐車場事業特別会計 補正予算 事項別総括表

(単位:千円)

入				出			
事項名	当初予算額 A	補正額 B	計 A+B	事項名	当初予算額 A	補正額 B	計 A+B
1 使用料及び手数料	378,079	—	378,079	1 駐車場費	224,924	1,968	226,892
1 使用料	378,079	—	378,079	1 駐車場総務費	224,924	1,968	226,892
1 駐車場使用料	378,079	—	378,079	1 駐車場管理費	224,924	1,968	226,892
2 財産収入	2,248	—	2,248	25 積立金	0	1,968	1,968
1 財産運用収入	2,248	—	2,248	2 公債費	55,879	—	55,879
1 財産貸付収入	2,248	—	2,248	1 公債費	55,879	—	55,879
3 繰入金	11,355	—	11,355	1 元金	54,126	—	54,126
1 一般会計繰入金	11,355	—	11,355	2 利子	1,753	—	1,753
1 一般会計繰入金	11,355	—	11,355	3 繰出金	146,425	1,967	148,392
4 繰越金	1	3,935	3,936	1 繰出金	146,425	1,967	148,392
1 繰越金	1	3,935	3,936	1 一般会計繰出金	146,425	1,967	148,392
1 繰越金	1	3,935	3,936	4 予備費	50	—	50
5 諸収入	595	—	595	1 予備費	50	—	50
1 雑入	595	—	595	1 予備費	50	—	50
1 雑入	595	—	595				
6 市債	35,000	—	35,000				
1 市債	35,000	—	35,000				
1 駐車場債	35,000	—	35,000				
特定財源	415,923	3,935	419,858	特定財源	415,923	3,935	419,858
一般財源	11,355	0	11,355	一般財源	11,355	0	11,355
合計	427,278	3,935	431,213	合計	427,278	3,935	431,213

(参考)

平成29年度駐車場事業特別会計収支決算

(単位：円)

年度		平成29年度	平成28年度	対前年度増減額	対前年度比率(%)
科目					
入	1使用料及び手数料	376,196,299	369,890,367	6,305,932	1.7
	駐車場使用料	375,585,310	369,262,180	6,323,130	1.7
	土地使用料	610,989	628,187	▲ 17,198	▲ 2.7
	2財産収入	2,262,629	2,262,629	0	0.0
	建物貸付収入	2,262,629	2,262,629	0	0.0
	3繰入金	12,186,637	13,355,082	▲ 1,168,445	▲ 8.7
	赤字補填分	0	0	0	—
	(注)ルール分	12,186,637	13,355,082	▲ 1,168,445	▲ 8.7
	4繰越金	23,350,299	28,356,167	▲ 5,005,868	▲ 17.7
	前年度繰越金	23,350,299	28,356,167	▲ 5,005,868	▲ 17.7
	5諸収入	4,497,360	5,296,729	▲ 799,369	▲ 15.1
	光熱水費等負担金	443,725	435,434	8,291	1.9
	プリペイドカード作製費負担金	79,135	88,410	▲ 9,275	▲ 10.5
	消費税還付金	3,974,500	0	3,974,500	皆増
違約金及び延納利息等	0	4,772,885	▲ 4,772,885	皆減	
6市債	51,100,000	111,600,000	▲ 60,500,000	▲ 54.2	
駐車場債	51,100,000	111,600,000	▲ 60,500,000	▲ 54.2	
合計	469,593,224	530,760,974	▲ 61,167,750	▲ 11.5	
出	1駐車場費	218,113,787	292,032,147	▲ 73,918,360	▲ 25.3
	駐車場管理委託費	147,630,457	147,623,073	7,384	0.0
	事務費	70,483,330	144,409,074	▲ 73,925,744	▲ 51.2
	旅費	168,320	49,300	119,020	241.4
	需用費	6,710,811	12,578,047	▲ 5,867,236	▲ 46.6
	役務費	298,608	295,403	3,205	1.1
	委託料	698,220	1,026,108	▲ 327,888	▲ 32.0
	使用賃借料	3,552,999	4,518,992	▲ 965,993	▲ 21.4
	工事請負費	51,185,520	110,801,520	▲ 59,616,000	▲ 53.8
	備品購入費	463,752	519,804	▲ 56,052	▲ 10.8
	負担金	54,000	604,800	▲ 550,800	▲ 91.1
	公課費(支払消費税)	7,351,100	14,015,100	▲ 6,664,000	▲ 47.5
	2公債費	80,620,167	101,552,361	▲ 20,932,194	▲ 20.6
	元金	78,244,251	97,483,718	▲ 19,239,467	▲ 19.7
	利子	2,375,916	4,068,643	▲ 1,692,727	▲ 41.6
	3繰出金	166,924,000	113,826,167	53,097,833	46.6
	一般会計繰出金	166,924,000	113,826,167	53,097,833	46.6
	4予備費	0	0	0	—
	予備費	0	0	0	—
合計	465,657,954	507,410,675	▲ 41,752,721	▲ 8.2	
決算剰余金	3,935,270	23,350,299	▲ 19,415,029	▲ 83.1	

(注)繰入金(ルール分)：

茂里町地下駐車場建設事業に係る公営企業債利子償還金(1,504,584円)の80%の額(1,203,667円)。

茂里町地下駐車場建設事業に係る一般会計債元利償還金の全額(10,982,970円)。

(1) 駐車場事業の概要

長崎市では、道路交通の円滑化及び安全で快適な都市環境の形成を図るために、市営駐車場7箇所を設置している。(桜町、市民会館地下、松が枝町、松が枝町第2、平和公園、茂里町地下、松山町)

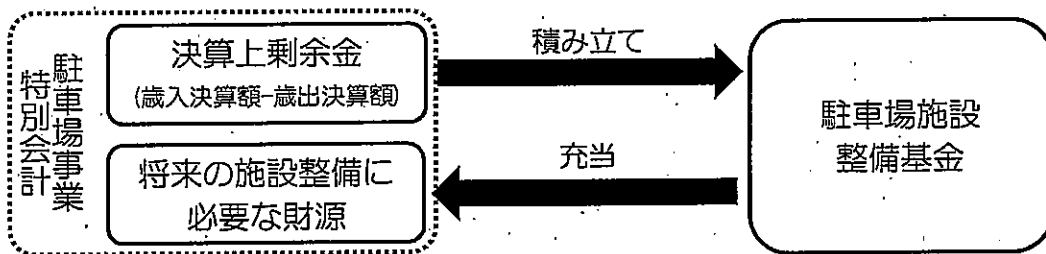
また、駐車場事業は、特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要があるため、本市においては駐車場事業特別会計を設け、その運営を行っている。

このような中、これまで本特別会計は既存の駐車場施設の建設時に要した費用の公債費が多額であったことから赤字であったが、近年これらの償還が進んだことから単年度収支は黒字に転じている。

(2) 改正理由

特別会計の趣旨に鑑み、決算上剰余金を主な財源として、将来必要となる駐車場施設の整備に要する経費を積み立てるため、駐車場施設整備基金を設置するもの。

(イメージ図)



【参考1】各駐車場施設の耐用年数満了時期

駐車場名	開設年	建設費 (百万円)	駐車場施設の耐用年数満了時期 (西暦[年代])									
			1970	1980	1990	2000	2010	2020	2030	2040	2050	2060
桜町	1971年	744	●									
市民会館地下	1974年	408	●									
松が枝町	1976年	640	●									
松が枝町第2	1990年	3,000			●							
平和公園	1994年	4,500			●							
茂里町地下	1998年	1,700			●							
松山町	1997年	2,800			●							
計		13,792	(凡例) 開設: ● — 更新: →									

※耐用年数については長崎市公共施設保全計画に基づき物理的耐用年数65年を想定

【参考2】地方自治法第209条第2項

特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

(3) 新旧対照表

現行	改正後（案）																				
○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例	○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例																				
(設置)	(設置)																				
第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。	第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>歴史文化資料取得基金</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	財政調整基金	(略)	(中略)		歴史文化資料取得基金	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>歴史文化資料取得基金</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>クスノキ基金</td> <td>被爆樹木の保存整備事業費補助金の財源に充当する。</td> </tr> <tr> <td>駐車場施設整備基金</td> <td>駐車場施設の整備に要する経費の財源に充当する。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	財政調整基金	(略)	(中略)		歴史文化資料取得基金	(略)	クスノキ基金	被爆樹木の保存整備事業費補助金の財源に充当する。	駐車場施設整備基金	駐車場施設の整備に要する経費の財源に充当する。
名称	目的																				
財政調整基金	(略)																				
(中略)																					
歴史文化資料取得基金	(略)																				
名称	目的																				
財政調整基金	(略)																				
(中略)																					
歴史文化資料取得基金	(略)																				
クスノキ基金	被爆樹木の保存整備事業費補助金の財源に充当する。																				
駐車場施設整備基金	駐車場施設の整備に要する経費の財源に充当する。																				
(積立て)	(積立て)																				
第2条 基金は、毎年度予算の定める範囲内で積み立てる。	第2条 (同左)																				
(管理)	(管理)																				
第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。	第3条 (同左)																				
2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。	2 (同左)																				
(運用益金の処理)	(運用益金の処理)																				
第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度歳入歳出予算に計上してそれぞれの基金に編入するものとする。	第4条 (同左)																				
(繰替運用等)	(繰替運用等)																				
第5条 市長は、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。	第5条 (同左)																				
(処分)	(処分)																				
第6条 市長は、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部をその目的に従つて処分することができる。	第6条 (同左)																				
(委任)	(委任)																				
第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	第7条 (同左)																				
附 則 (略)	附 則 (平成30年○月○日条例第○号) この条例は、公布の日から施行する。																				